【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出日】 2023年5月8日提出

【発行者名】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猿田 隆

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【事務連絡者氏名】 土屋 裕子

【電話番号】 03-6205-1649

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 データ戦略分散ファンド

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 2兆5,000億円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年3月9日付をもって提出しました有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、2023年4月13日実施の書面決議において運用の基本方針における投資態度にかかる信託約款の変更が可決されたことに伴う訂正、その他訂正すべき事項があるため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

< 訂正前 > および < 訂正後 > に記載している下線部______は訂正部分を示し、 < 更新後 > に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<訂正前>

- イ 申込証拠金 ありません。
- ロ 日本以外の地域における募集 ありません。
- 八 お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)。

- ・ニューヨークの取引所の休業日・シンガポールの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・シカゴの取引所における米国国債先物取引またはS&P500先物取引の休業日
- 二 クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用 ありません。
- ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考:投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を 保有することはできません。)。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- へ 信託約款変更手続きの実施について

<u>当ファンドは、下記の通り信託約款の変更が行われる予定です。</u>

(イ) 当ファンドの主要投資対象である「データ戦略分散マザーファンド」においては、ポートフォ リオ全体の目標リスク水準を年率5%程度とするようポートフォリオを構築しておりました が、より安定的な運用を目指すため、以下の通り運用の基本方針における投資態度にかかる信 託約款の変更が行われる予定です。

<u>このため、当ファンドの信託約款において、当該マザーファンドを通じて実現される運用内容</u>に関する記載に同様の変更を行うものです。

(ロ)信託約款の変更内容(新旧対照表) データ戦略分散ファンド

新	IB
運用の基本方針	蓮用の基本方針
2. 運用方法	2. 運用方法
[略]	[88]
(2)投資態度	(2)投資態度
① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行います。 i) 主として、日本および米国の株価指数先物取引、債券先物取引ならびに上場投資信託証券(ETF)等を利用し、日本および米国の株式、債券、金に分散投資することにより、安定的な信託財産の成長を目指して運用を行います。	① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行います。i) 日本および米国の株式、債券、金に分散投資することにより、安定的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
	ii) 主として、日本および米国の株価指数先物取引、債券先物取引ならびに金価格に連動する上場投資信託証券(ETF)等に投資を行います。また日本の短期公社債、短期金融商品にも投資を行います。
ii) 運用にあたっては、ポートフォリオ全体のリスク水準が中	
長期的に年率 5%程度となることを目指すとともに、独自	<u>\$.</u>
のデータ分析等を活用して資産配分を行います。なお、定	(ア) 資産配分を、各資産のリスクが概ね均等となるよう
量モデルを活用し、各資産の価格変動性が高まることが想	調整するとともに、主要なファクター ^{※1} 間での影響度合いも
定される局面では、機動的に各資産への投資比率を引き	勘案して決定します。
下げることがあります。	(イ) 上記(ア)の資産配分に対して、独自性の高いオ
	ルタナティブ・データ※2等を計量的に分析して調整を行い、
	基本資産配分を決定します。
	(ウ) ポートフォリオ全体の目標リスク水準が年率5%程
	度となるように、基本資産配分を等倍に投資割合を調整し
	て各資産の組入比率を決定しポートフォリオを構築します。
iii) 上場投資信託証券 (ETF) の組入総額と、株	
価指数先物取引および債券先物取引の買建額の合計額	
が、信託財産の純資産総額を上回る場合があります。	
iv) 組入外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行う	iv) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッ
ことがあります。	ジを活用し為替変動リスクの低減を図ります。
	※1 ファクターとは、資産や個別銘柄のリターンやリスクの
	要因を説明する共通の要因(特性)を指します。
	※2 オルタナティブ・データとは、投資判断のために使われ
	るデータのうち伝統的に用いられてきた一般的な公開情報
	以外のデータ群を指します。
	76 (2.5294)
[以下略]	[以下略]

データ戦略分散マザーファンド

新	旧
運用の基本方針	連用の基本方針
2. 運用方法	2. 連用方法
(1)投資対象	(1)投資対象
株価指数先物取引、債券先物取引、上場投資信託証	株価指数先物取引、債券先物取引、金価格に連動する
勢(ETF)等、日本の短期公社債、短期金融商品を	上場投資信託証券(ETF)等、日本の短期公社債
主要投資対象とします。	短期金融商品を主要投資対象とします。
(2)投資態度	(2)投資態度
① 主として、日本および米国の株価指数先物取引、債	① 実質的に、日本および米国の株式、債券、金に分散
券先物取引ならびに上場投資信託証券 (ETF) 等を	投資することにより、安定的な信託財産の成長を目指して
利用し、実質的に日本および米国の株式、債券、金に分	運用を行います。
散投資することにより、安定的な信託財産の成長を目指し	② 主として、日本および米国の株価指数先物取引、債
て運用を行います。	券先物取引ならびに金価格に運動する上場投資信託計
	券(ETF)等に投資を行います。また日本の短期公
	價、短期金融商品にも投資を行います。
② 運用にあたっては、ポートフォリオ全体のリスク水準が中	③ 運用にあたっては、以下の順でポートフォリオを構築し
長期的に年率5%程度となることを目指すとともに、独自	<u>\$.</u>
のデータ分析等を活用して資産配分を行います。なお、定	1) 資産配分を、各資産のリスクが概ね均等となるよう誤
量モデルを活用し、各資産の価格変動性が高まることが想	整するとともに、主要なファクター※1間での影響度合いも
定される局面では、機動的に各資産への投資比率を引き	勘案して決定します。
下げることがあります。	ii)上記i)の資産配分に対して、独自性の高いオル
	ナティブ・データ※2等を計量的に分析して調整を行い、
	本資産配分を決定します。
	Ⅲ)ボートフォリオ全体の目標リスク水準が年率5%程度
	となるように、基本資産配分を等倍に投資割合を調整し
	各資産の組入比率を決定しポートフォリオを構築します。
	※1 ファクターとは、資産や個別銘柄のリターンやリスクの 要因を説明する共通の要因(特性)を指します。
	※2 オルタナティブ・データとは、投資判断のために使われ
	るデータのうち伝統的に用いられてきた一般的な公開情報
	以外のデータ群を指します。
③ 上場投資信託証券 (ETF) の組入総額と、株価	
指数先物取引および債券先物取引の費建額の合計額	
が、信託財産の純資産総額を上回る場合があります。	
④ 組入外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行うこ	④ 外貨建資産については、原則として対円での為替へ。
とがあります。	うを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
[以下略]	[以下略]

この信託約款の変更は、2023年3月13日現在の受益者による書面決議によるものとします。 2023年4月13日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決された場合、2023年5月9日付で信託約款が変更されます。

なお、2023年3月10日以降に当ファンドの取得申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はありません。

当ファンドの取得申込みの際は、上記の信託約款変更手続きの内容をご理解のうえ、お申込みく

ださい。

<訂正後>

- イ 申込証拠金 ありません。
- ロ 日本以外の地域における募集 ありません。
- 八 お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)。

- ・ニューヨークの取引所の休業日・シンガポールの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・シカゴの取引所における米国国債先物取引またはS&P500先物取引の休業日
- 二 クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用 ありません。
- ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考:投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を 保有することはできません。)。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの目的

当ファンドは、データ戦略分散マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、日本および米国の株式、債券、金に分散投資することにより、 安定的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を 実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

<属性区分表>

信託受益証券)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
个小圣 体	年4回	北米		
債券			ファミリーファ	あり
一般	年6回	区欠州	ンド	(部分ヘッジ)
公債 社債	(隔月)	アジア		
その他債券	年12回			
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
,	日々	中南米		
不動産投信				なし
	その他	アフリカ	ファンド・オ	
その他資産 (投資信託証券(資	()	 中近東	ブ・ファンズ	
産複合(株価指数先		(中東)		
物取引、債券先物取 引、債券、円短期金		エマージング		
融資産、その他資金、多金配の変更				
産)、資産配分変更 型))				
資産複合				
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジ の有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(資産複合(株価指数先物取引、債券先物取引、債券、 円短期金融資産、その他資産)、資産配分変更型))

- ...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(マザーファン ド)を通じて実質的に複数資産(株価指数先物取引、債券先物取引、 債券、円短期金融資産、その他資産)を投資対象とし、組入比率につ いては、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とす る旨の記載がないものをいいます。
- 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものを いいます。
- 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産 を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・ オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象 として投資するものをいいます。
- 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

(2)【ファンドの沿革】

<更新後>

2020年12月17日 信託契約締結、設定、運用開始

2023年5月9日 主要投資対象とするマザーファンドの運用の基本方針(投資態度)

において、目標リスク水準、ポートフォリオ構築プロセス等を変更

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ)委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

(口)受託会社 「株式会社SMBC信託銀行」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(八)販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの 募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の 受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

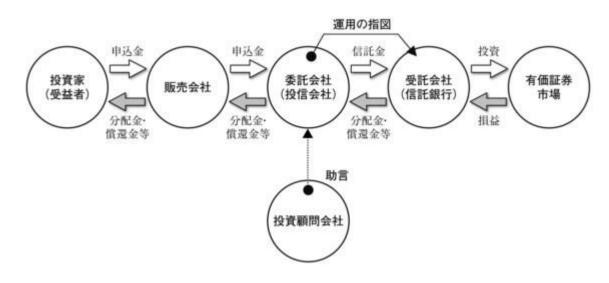
[参考情報:投資顧問会社]

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドが主要投資対象とするデータ 戦略分散マザーファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運 用に関与します。

日興グローバルラップ株式会社

当ファンドの主要投資対象であるデータ戦略分散マザーファンドの投資顧問会社として、主として、ポートフォリオの構築に関する投資助言を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ)資本金の額

20億円(2023年2月28日現在)

(口)会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント

株式会社へ商号変更

2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信

株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら 投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式

会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネ

ジメント株式会社に商号変更

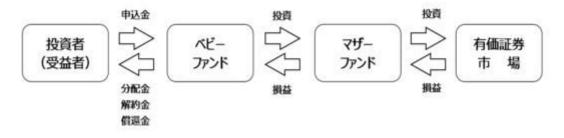
(ハ)大株主の状況

(2023年2月28日現在)

		(2020年2月20	ロルエノ
名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態 (ファミリーファンド方式による運用)

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

<更新後>

マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下のような運用を行います。

-) 主として、日本および米国の株価指数先物取引、債券先物取引ならびに上場投資信託証券(ETF)等を利用し、日本および米国の株式、債券、金に分散投資することにより、安定的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
-)運用にあたっては、ポートフォリオ全体のリスク水準が中長期的に年率5%程度となることを目指すとともに、独自のデータ分析等を活用して資産配分を行います。なお、定量モデルを活用し、各資産の価格変動性が高まることが想定される局面では、機動的に各資産への投資比率を引き下げることがあります。
-)上場投資信託証券(ETF)の組入総額と、株価指数先物取引および債券先物取引の買建額の合計額が、信託財産の純資産総額を上回る場合があります。
-)組入外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行うことがあります。

マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

ファンド設定当初、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

- 1 日本および米国の株式、債券、金に分散投資することにより、安定的な信託 財産の成長を目指して運用を行います。
 - ■主として、日本および米国の株価指数先物取引、債券先物取引ならびに上場投資信託証券 (ETF)等に投資を行います。また日本の短期公社債、短期金融商品にも投資を行います。
- 2 ポートフォリオの構築に当たっては、独自性の高いオルタナティブ・データ等 を活用するとともに、ポートフォリオ全体のリスク水準が中長期的に年率5% 程度となるように行います。
 - ■運用にあたっては、日興グローバルラップからの投資助言を活用し、ポートフォリオを構築します。
 - ①ポートフォリオにおける各資産のリスク寄与度や主要なファクター(株式、金利、インフレ等) 間での影響度合いを勘案した資産配分を策定します。
 - ②ポートフォリオ全体のリスク水準が中長期的に年率5%程度となるように資産配分を等倍し、 基本資産配分を決定します。
 - ③独自性の高いオルタナティブ・データ等を計量的に分析して、基本資産配分を調整します。 ※オルタナティブ・データは、NTTドコモおよびその関連会社等が提供するデータ等を活用します。 ※NTTドコモおよびその関連会社は投資行動に関与するものではありません。また、NTTドコモおよびその関連会社が提供するデータは、有価証券の価値やそれを示唆する情報等を含まず、投資助言に該当しません。

なお、定量モデルを活用し、各資産の価格変動性が高まることが想定される局面では、機動的に各資産への投資比率を引き下げることがあります。ETFの組入総額と、株価指数 先物取引および債券先物取引の買建額の合計額が、信託財産の純資産総額の最大で 3.5倍まで投資を行う場合があります。

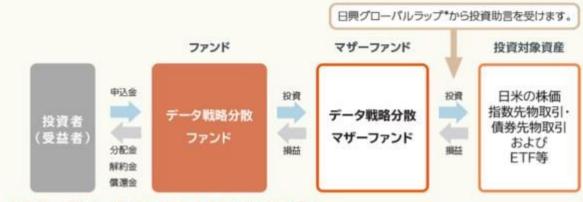
※ポートフォリオ全体の中長期的なリスク水準については、常にリスク水準が一定であること、あるいはその水準 が達成されることを約束するものではありません。

3 組入外貨建資産の一部に対して、対円での為替ヘッジを行うことがあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



*日興グローバルラップは委託会社の子会社(100%出資)です。

ポートフォリオ構築プロセス

STEP1

- 実質的に、日本および米国の株式、債券、金に分散投資します。
- ●ポートフォリオにおける各資産のリスク寄与度が概ね均等となるように調整するとともに、主要なファクター(株式、金利、インフレ等)間での影響度合いも勘案して資産配分を策定します。

「各資産のリスク寄与度を均等化するイメージ]



STEP2

●ポートフォリオ全体のリスク水準が中長期的に年率5%程度となるように、資産配分を等倍し、 基本資産配分を決定します。

[資産配分を等倍するイメージ]



STEP3

独自性の高いオルタナティブ・データ等を計量的に分析して、基本資産配分を調整します。

[基本資産配分を調整するイメージ]



- ・基本資産配分は、定期的に見直しを行います。
- ・定量モデルを活用し、各資産の価格変動性が高まることが想定される局面では、機動的に各資産への投資比率を引き下げることがあります。
- ポートフォリオ全体の中長期的なリスク水準については、常にリスク水準が一定であること、あるいはその水準が達成されることを約束するものではありません。
- ※上記の運用プロセスは2023年5月9日現在のものであり、今後変更される場合があります。

オルタナティブ・データとは

- ■従来投資判断に活用されてきた経済統計や財務情報等のような一般的な公開情報以外のデータのことを指します。
- ■AI技術等の発展により、様々な種類のデータ分析が可能になり、オルタナティブ・データは新たな リターンの源泉として注目が集まっています。

▶ オルタナティブ・データの例

位置情報

携帯電話のデータ等より、

特定エリアの人の移動や

物流の分析が可能



テキスト情報

ニュース記事や決算情報 等のデータより、マーケッ トや企業の分析が可能 クレジットカード データ



消費者の購買データより、 企業の売上や消費動向等 の分析が可能 Webデータ



アクセス数やアプリダウン ロード数より、社会の嗜好 に関する分析が可能

※上記は一般的なオルタナティブ・データの例であり、当ファンドの運用において、上記のデータを全て利用している わけではありません。

▶オルタナティブ・データの特徴

1.速報性

リアルタイムに近い形で把握できるデータもあり、 一般的な統計データが公表されるよりも前に、景気 動向等の実態を把握することが期待できます

2.独自性

特定の事業者のみが保有する一般公開されていな いデータもあり、従来できなかった新たな視点での 投資分析が可能となります

オルタナティブ・データを活用することにより、 経済環境の変化を先行して予測することが可能に

[オルタナティブ・データの活用イメージ]



※上記は理解を深めていただくためのイメージ図です。

当ファンドにおけるオルタナティブ・データの活用例

- ■当ファンドでは、人口の統計情報である「モバイル空間統計*」を活用しています。
- ■人の動きは経済活動との関連性が高く、各種経済指標や統計データを先行して予測することが期待 できます。

※モバイル空間統計は株式会社NTTドコモの登録商標です。

[モバイル空間統計*の活用イメージ]

商業施設エリアの人口の増減で、 個人の消費の動向を推測できます。

工業用地人口の増減で、 企業の生産活動の動向を推測できます。











生産活動 🕈

※画像はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

モバイル空間統計®について



モバイル空間統計[®] InsightMarketing

döcomo

döcomo

いつ、どんな人が、どこから、どこへ





分布 エリアの特徴





推移 時間帯ごとの変化



移動 どこからどこへ

□「モバイル空間統計®」はNTTドコモの携帯電話 ネットワークのしくみを使用して作成される人口 の統計情報です。大量で質の高いサンプルから 推計される精度の高い人口情報であり、エリア の特徴(分布)や人々の動き(移動)を、時間帯ごと (推移)に継続して把握できます。

※モバイル空間統計は、株式会社NTTドコモの関連会社である株式会社ドコモ・インサイトマーケティングが 提供しています。

(出所)株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの情報を基に委託会社作成

(5)【投資制限】

<更新後>

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定め ています。

信託約款に定める投資制限

イ.株式等への投資制限

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

*実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じです。

口.投資する株式等の範囲

- (イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。
- (ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で 目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資 することを指図することができるものとします。

八.投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

*信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマ ザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た 額をいいます。以下同じです。

二.信用取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指 図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻し により行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する 売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ホ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号 イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の 取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて 取り扱うものとします(以下同じ。)。
- (ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (八)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外 国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

へ.スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに ついてはこの限りではありません。
- (八)スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (二)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ト、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (八)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (二)委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供 あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしま す。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (へ)為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における明を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト)直物為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

チ.有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (a)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の 時価合計額の50%を超えないものとします。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (b)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (八)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

リ.公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付 けの一部を決済するための指図をするものとします。

ヌ.公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入 れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ル.外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

なお、外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

ヲ.外国為替予約の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の 為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ロ)前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (八)前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ワ.デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

カ.信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクス ポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則 として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなっ た場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行 うこととします。

ヨ.資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払 資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信 託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始 日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金 支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内で ある場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券 等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信 託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (八)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

タ. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委 託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (口)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子 等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるもの があるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (八)(イ)および(口)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそ のつど別にこれを定めます。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
 - 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信 託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をする ことができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、 会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含 みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる 場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じら れています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8 号)
 - 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にか かる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合 理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリ バティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引およ び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものと します。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8

号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報:データ戦略分散マザーファンドの投資方針等)

(1)運用の基本方針

当ファンドは、安定的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

(2)運用方法

投資対象

株価指数先物取引、債券先物取引、上場投資信託証券(ETF)等、日本の短期公社債、短期金融商品を主要投資対象とします。

投資態度

- イ.主として、日本および米国の株価指数先物取引、債券先物取引ならびに上場投資信託証券(ETF)等を利用し、実質的に日本および米国の株式、債券、金に分散投資することにより、安定的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ロ.運用にあたっては、ポートフォリオ全体のリスク水準が中長期的に年率5%程度となることを目指すとともに、独自のデータ分析等を活用して資産配分を行います。なお、定量モデルを活用し、各資産の価格変動性が高まることが想定される局面では、機動的に各資産への投資比率を引き下げることがあります。
- ハ.上場投資信託証券(ETF)の組入総額と、株価指数先物取引および債券先物取引の買建額の合計額が、信託財産の純資産総額を上回る場合があります。
- 二.組入外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行うことがあります。
- ホ.ファンド設定当初、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があり ます。

(3)運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
 - 八.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - 二. 金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券

- 3.地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受 権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定 めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをい
- 9.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金 融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10.資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 13号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および 新株予約権証券
- 13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをい います。)
- 15.投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号 で定めるものをいいます。次号において同じ。)で次号に定めるもの以外のもの
- 16.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において 同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 18.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい い、有価証券に係るものに限ります。)
- 19.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21.受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の 性質を有するもの
- 23.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1の証券または証書、ならびに13、19および21の証券または証書のうち1の証券または証書 の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および16の証券ならびに13、19およ び21の証券または証書のうち 2 から 6 までの証券の性質を有するものならびに19および21の証券また は証書のうち16の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14および15の証券ならびに19お よび21の証券または証書のうち14および15の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といい ます。

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指 図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用 上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記 の1から6までに掲げる金融商品 により運用することの指図ができます。

(4)主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
- ロ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 八.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利と その元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行う ことの指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二.委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

<更新後>

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(1)株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(2)債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、 価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

(3)金に関するリスク

ファンドは金の指標価格に連動することを目指した上場投資信託証券に投資します。一般に、金価格は、金の需給の変化や為替・金利動向等の様々な要因の影響を受けて変動します。金価格が下落した場合、組入上場投資信託証券の価格も下がり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(4)信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(5)為替変動リスク

ファンドは、外貨建資産の一部について対円での為替ヘッジを行うことがあります。

為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。 為替ヘッジを行う部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

(6)流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準

価額が下落する要因となります。

< その他の留意点 >

(1)レバレッジに関する留意点

当ファンドでは、株価指数先物取引や債券先物取引等を積極的に用いてレバレッジ取引を行うことがあります。したがって、株式や債券等の価格変動の影響を大きく受け、ファンドの基準価額の変動が大きくなることがあります。

(2)ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(3)分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払 戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値 上がりが小さかった場合も同様です。

(4)換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(5)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(6)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限 に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告しま す。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運

用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング やストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、 当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報)投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

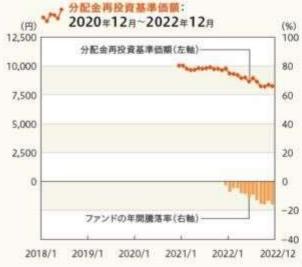
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

年 年 利 服 京 平 :

2021年12月~2022年12月



2021年12月~2022年12月

他の資産クラス:



- 幸年間騰落率、分配金両投資基準優額は、分配金(税引前)を 分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
- ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と 同じです。
- ※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したもの と仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したもの とは異なります。

日本株 先進国株 新興国教 日本国債 先進国債 新興国債

14.7% 7.3% -0.1% 2.9%

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

TOPIX(配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
MSCI Inc.が開発した拒数で、新興国の株式を対象としています。
NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を 対象としています。
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

-40

平均值

ファンド

9.7%

6.5%

- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースとしています。
- #上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

イ 個別元本について

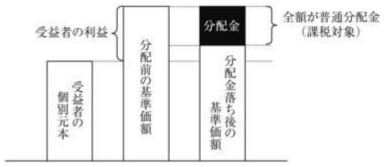
- (イ)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申 込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあた ります。
- (ロ)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファ ンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われま す。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受 取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本 の算出が行われることがあります。
- (八)受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参 照。)
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

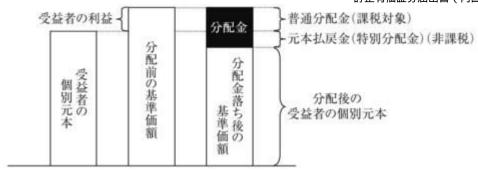
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を 示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ)個人の受益者に対する課税

. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および 地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告によ る総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%(所得税15.315%および地方税 5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座) の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(上場株 式、公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募 公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の 配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および利子所得の金額との損益通算 が可能です。

(口)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過 額については、15.315% (所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。 なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税およ び地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運 用にかかる税制が適用されます。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税 制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをN ISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

					少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
20	-	2	な言	る託	公募株式	投資信託
ŧ	課	税	対	象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
ij Z	用	対る	象	と方	18歳以上の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0~17歳の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
ŧ	課科	党 σ.	期	PB	最長5年間(新規の別	購入は2023年まで)*
IJ	用	で度	ŧ	る額	120万円/年 (最大600万円)	80万円/年 (最大400万円)

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2023年2月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

イ 資本金の額および株式数

2023年2月28日現在

資本金の額 20億円

会社が発行する株式の総数 60,000,000株 発行済株式総数 33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2023年2月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	695	9,358,754
単位型株式投資信託	96	571,629
追加型公社債投資信託	1	24,744
単位型公社債投資信託	178	287,343
合 計	970	10,242,471

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

イ 受託会社

(イ)名称 株式会社SMBC信託銀行

(ロ)資本金の額 87,550百万円(2022年3月末現在)

(八)事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

[参考情報:再信託受託会社の概要]

・ 名称 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 51,000百万円(2022年3月末現在)

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

口 販売会社

T MADE AT					
名称	資本金の額(百万円) 2022年3月末現在	事業の内容			
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。			
楽天証券株式会社	17,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。			
SMBC日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。			

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

 松井証券株式会社	11.945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取
松升能分体式云社	11,945	引業を営んでいます。

<訂正後>

イ 受託会社

(イ)名称 株式会社SMBC信託銀行

(ロ)資本金の額 87,550百万円(2022年3月末現在)

(ハ)事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

[参考情報:再信託受託会社の概要]

・ 名称 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額51,000百万円(2022年3月末現在)

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

口 販売会社

名称	資本金の額(百万円) 2022年3月末現在	事業の内容
PayPay銀行株式会社	37,250	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。